

小田原市図書館条例施行規則の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市図書館条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和5年10月13日（金）
意見提出期間	令和5年10月13日（金）から令和5年11月13日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	
郵送	
直接持参	
無効な意見提出	

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

マイナンバーカードによる図書館資料等の貸出しについて

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	マイナンバーカードの導入に反対はしませんが、不要だとは思いますが。やるのであればマイナンバーカードを利用することのメリットの周知が必要です。	C	いただいた意見も参考に、本事業についての情報発信に努めていきます。
2	現状の図書館利用カードは、リライト式だと利便性が向上します。 返却期限を確認する手段が、貸出時のレシートかマイページでの利用照会なので、レシートは保管が難しく、マイページへのログインは煩雑で特に子供は自力で出来ないため、とても不便です。	C	リライト式の利用者カードについては、図書館システムや業務運用全般の見直しが必要となるため、導入は困難と考えています。
3	図書の貸出しはマイナンバーの独自利用事務ですか？そうでなければ、どのような方式ですか？	D	マイナンバーカードによる図書の貸出しは、マイナンバーを使用する独自利用事務ではなく、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を活用し、図書館システムと連携させるものです。
4	運転免許証やパスポートなどでも利用できるようにしてほしい。	D	今回の取組みは、国のマイナンバーカードの利便性向上のための仕組みを活用し、図書館の利用環境の拡充を図るものなので、運転免許証やパスポートの利用はできません。

5	マイナンバーカードを図書の貸出しに利用するために、カード読み取り機等の設備投資はいくら程度を想定していますか？	D	今回の事業費の総額は、予算額 41,540 千円となります。
---	---	---	--------------------------------